

仮訳

2007年9月コード委員会報告書
に対する我が国のコメント

目次

1 . 1) 第 1.3.5.章 - ゾーニングとコンパートメンタリゼーション (別添 V)	...	2
2) 附則第 3.X.X.章 - コンパートメンタリゼーション適用に関する一般的なガイドライン案 (別添 V)	...	5
2 . 第 2.2.10.章 - 口蹄疫コード (別添 VII)	...	8
3 . 第 2.3.13.章 - B S E コード (別添 XII)	...	10
4 . 第 2.6.7.章 - 豚コレラコード (別添 XVII)	...	13
5 . 第 2.7.12.章 - 鳥インフルエンザコード (別添 XVIII)	...	14
6 . 第 1.1.1.章 - 一般定義 (別添 III)	...	16
7 . 動物のトレーサビリティの達成のための個体識別システムの計画及び実行に関するガイドライン (別添 XXI)	...	18
8 . 動物飼料における動物衛生及び公衆衛生上のハザードの制御のためのガイドライン (別添 XXII)	...	20
9 . 附則第 3.7.2 章 - 動物の海上輸送に関するガイドライン (別添 XXIII)	...	21
10 . 犬群の管理に関するガイドライン案 (別添 XXIII)	...	22
11 . 動物物品の輸入衛生措置の考案 (別添 XXV)	...	23
12 . 第 6 回アニマルウェルフェア作業部会報告 (別添 XXVIII)	...	24

1 . 1) 第 13.5.章 : ゾーニングとコンパートメンタリゼーション

各論

1 . 第 13.5.1.条 : 序文

(案文)

この国際衛生規約の目的のために、「 zoning 」と「 regionalisation 」は同一意味である。

~~国全体で疾病の清浄性を確立・維持することが加盟国の最終目標とされるべきである~~

国全体で病気の清浄性を確立・維持していくのは困難であることを考慮すれば、特に国境でのコントロールが難しい疾病のために、国内で異なる家畜衛生状況を踏まえた亜群を確立し維持することは、加盟国にとって利点となる。亜群は、バイオセキュリティ管理を含む適切な管理システムの適用によって、自然なもしくは人工の地理的な区切りあるいは適切な管理慣行の適用により区分される。

(コメント)

次の文章を第 1 パラグラフの後に挿入すべきである :

「国全体で病気の清浄性を確立・維持することが加盟国の最終目標とされるべきである。」

(理由)

コンパートメントのためのバイオセキュリティ措置を実行できる十分な資本を有する限定された経営者のみがコンパートメントを確立・管理することができる。疾病が発生した場合、その疾病を撲滅することは加盟国にとって不可欠である。たとえコンパートメントが設定されていても、加盟国は、多くの中小規模の農家もまた国内に存在するということを考慮に入れて疾病を撲滅すべきである。このため、最終目標としての国全体での疾病を撲滅することが明確に記述されるべきである。

2 . 第 13.5.1.条 : 序文

(案文)

(検討中) ゾーニングの概念の特別の適用は、封じ込め地区を確立することである。
万一ある疾病が、清浄国または地域で限定した発生が起こった場合、すべてのケース
を含む封じ込め地区は、国または地域全体へのインパクトを最小限に抑えるために確
立されうる。

第 13.5.3.条 : 封じ込め地区を含む、ゾーンもしくはコンパートメントを 定義するための原則

(案文)

(検討中)
封じ込め地区の確立は、特定疾病の疑いのある動物や製品の適切な移動の禁止を含む
早急な対応、及び感染確認後の疫学調査 (trace-back、trace-forward) によって発生がゾー
ン内に収まっているという証明に基づくべきである。初発及び発生の元になりそうな
物は、確認され、すべてのケースが疫学的に関連していることが示されるべきである。
効果的な封じ込め地区の確立のためには、最後の症例が発見されてから、最低潜伏期
間の 2 倍の期間封じ込め地区内で新たな発生がないことを証明することが必要である。

淘汰もしくは他の効果的な管理方法が適用されるべきで、封じ込め地区内での感受性
動物群は、明確に、その封じ込め地区に属していることが判別されるべきである。国
もしくはゾーンの残りの地域では、附則 3.8.7 に従った受動的及び標的サーベイランス
がさらに行われるべきで、いかなる感染の証拠も発見しなかった。封じ込め地区内で
引き続きサーベイランスを行うことを含む、封じ込め地区から国やゾーンの残りの地
域へ感染の広がりを防ぐ基準が実行されるべきである。

封じ込め地区外の地域の清浄ステータスは、封じ込め地区が確立されるまでは一時的
に保留される。これらの地域の清浄ステータスの保留は、その疾病に関する章の規定
に関わりなく、封じ込め地区が明らかに確立されるとすぐに、解除されうる。

封じ込め地区の清浄ステータスの回復は、その疾病に関する章の規定に従うべきであ
る。

(コメント)

「封じ込め地区」に関する案文は、「検討中」とすべきである。

(理由)

我々は、封じ込め地区がゾーニングの特別な例であることは理解している。

しかしながら、第 1.3.5 章に封じ込め地区を追加して一般言及することについては、加盟国が以下の問題にどのように対応するかを共有するまで時期尚早であると考え：

- 1 . 加盟国は、様々な疾病に対して封じ込め地区を適用する実際の経験及び知識が不足している。
- 2 . 封じ込め地区に必要な措置は、宿主、病原体及び伝播方法の違いを含む各疾病の特性に応じて様々であるべきである。
- 3 . 「摘発淘汰政策又は他の効果的な管理方法」や、「最低潜伏期間の 2 倍の期間封じ込め地区において新たな症例・・・」のようなコード委員会が適切に対応すべき未解決の問題がいくつかある。

1.2) 附則第 3.X.X.章：コンパートメンタリゼーション適用に関する一般的な ガイドライン案

各論

1. 附則第 3.x.x.1 条：序文及び目的

(案文)

この附則で示す指針は、第 1.3.5 章の規定に基づき、動物及び動物由来製品の貿易を促進するとともに疾病管理のためのツールとして、国またはゾーン内にコンパートメントを適用し、認められるための構成された枠組みを提供する。

国全体で疾病の清浄性を確立・維持することが加盟国の最終目標とされるべきである

しかしながら、特に容易に国境を超えることができる疾病については、国全体について疾病清浄性を確立し、維持することは困難な場合がある。多くの疾病について OIE 加盟国は、国内の動物亜群に対して異なる動物衛生ステータスを定着、維持するために、伝統的にゾーニングの概念を適用してきた。

(コメント)

次の文章を第 1 パラグラフの後に挿入すべきである：

「国全体で病気の清浄性を確立・維持することが加盟国の最終目標とされるべきである。」

(理由)

コンパートメントのためのバイオセキュリティ措置を実行できる十分な資本を有する限定された経営者のみがコンパートメントを確立・管理することができる。疾病が発生した場合、その疾病を撲滅することは加盟国にとって不可欠である。たとえコンパートメントが設定されていても、加盟国は、多くの中小規模の農家もまた国内に存在するということを考慮して疾病を撲滅すべきである。このため、最終目標としての国全体で疾病を撲滅することが明確に記述されるべきである。

2 . 附則第 3.x.x.3 条：序文及び目的：潜在的感染源からのコンパートメントの隔離 (案文)

c) バイオセキュリティプラン

コンパートメントの完全性は有効なバイオセキュリティに依存している。コンパートメントの経営者は、広範囲のバイオセキュリティプランを開発、導入、監視すべきである。

バイオセキュリティプランは以下を詳細に記述すべきである：

i) コンパートメントを定義する際に特定した病原体の潜在的侵入拡大経路。動物の移動、齧歯類、動物相、エアロゾル、節足類、車両、ヒト、生物製品、器具、媒介物、飼料、上水道、下水道その他の手段を含む。環境下の病原体の生存性についても考慮すべきである。

ii) それぞれの侵入経路上にある重要管理ポイント

iii) 各重要管理ポイントにおける露出軽減措置

iv) 以下を含む標準運用手続き：

- 措置の導入、維持、監視
- 是正措置の適用
- 措置の検証
- 記録の維持

v) 露出レベルが変化した場合の緊急対応計画

vi) 獣医当局への報告手続き

vii) 全ての関係者がバイオセキュリティ原則と慣行について知識と情報を確実に持つための、作業員への教育訓練プログラム。

) 実施されているサーベイランスプログラム

いずれにしても、各々の特定した経路のリスクレベルに応じてバイオセキュリティプランの効力を評価するために、十分な証拠が提出されるべきである。コンパートメントのすべての操作のバイオセキュリティリスクは 少なくとも年一度、定期的に再評価され、文書化されるべきである。その評価の結果に基づいて、コンパートメントに病原体が侵入する可能性を低減するため、具体的に文書化されたリスク軽減手順がとられるべきである。

(理由)

ガイドラインをより実践的なものとするために、我が国は、コンパートメントのバイオセキュリティリスクを再評価するための一般的な期限を明記することを提案する。OIE の疾病ステータスの公式認定においては 1 年ごとに証拠文書が要求されることを勘案すれば、提案した定期評価の最短時間の記述が必要である。

3 . 附則第 3.x.x.8 条：コンパートメントの監視及び管理 (案文)

附則第 3.x.x.8 条：コンパートメントの認定、監視及び管理

a) 獣医当局

獣医当局にはコンパートメントのステータスを与え、中断し、取り消す最終的な権限がある。獣医当局は以下のことをすべきである：

- ・コンパートメントを認定、監督及び管理する能力という観点から獣医サービスを評価する
- ・コンパートメントを確立・維持するための一般的基準を整備する(例、コンパートメントのバイオセキュリティ管理基準、コンパートメント内外のサーベイランス)
- ・業界と共同でモデルバイオセキュリティプランを整備する
- ・一般的基準及びモデルバイオセキュリティプランを公表する

獣医当局はこの附則で記述されているコンパートメント状態の維持に重大なすべての条件に従っていることを継続的に監督し、すべての情報を輸入国がすぐに入手できることを保証すべきである。

b) 獣医サービス

検査施設を含む獣医サービスの権限、組織および設備は、コンパートメントの完全性に信頼を与えるために、陸生コードの獣医サービス評価の章に従ってはっきり文書化されなければならない。獣医サービスは以下のことをすべきである：

- ・バイオセキュリティプランが状況に合致していることを保証するためにコンパートメント内外のリスク因子を定期的に再評価する
- ・コンパートメントのバイオセキュリティを監査するためのプロトコルを確立する

いかなる重大な変化も輸入国に通知されるべきである。輸出国は、輸入国による要求に応じてコンパートメントを調査及び評価する機会を提供すべきである。

(コメント)

上記の文章を加えるべきである。

(理由)

我が国は、獣医当局及び獣医サービスがコンパートメント確立時の認定、監督及び管理を通してもしくは確立後の定期検査によって、コンパートメントの要件に対して適合性を維持できるように、具体的な基準と必要な手順がこれらのガイドラインによって提供されるべきだと考える。

2 . 第 2.2.10 章 : 口蹄疫

各論

第 2.2.10.7 条 : F M D 清浄国又は地域内の封じ込め地区の設定

(案文)

ワクチン接種又は非接種清浄国又は地域内において限定的発生が生じた場合、全国または全地域的影響を最小限にするために、全ての発生を含む一つの封じ込め地区を設定できる。このために、獣医当局は以下の証拠を提出しなければならない：

1. 以下の要素に基づき、発生が限定されていること

a) 疑いの時点で、届出を含め、速やかな対応がとられたこと

b) 動物の移動停止措置がとられており、本章で述べたその他の物品について有効な管理がおこなわれていること

c) 疫学調査(トレースバック及びト्रेसフォワード<移動の追跡>)が実施されていること

d) 感染が確定されていること

e) 初発及び発生源と思われるものが特定されていること

f) 全ての事例が疫学的に関連していることが示されること

g) 最後の症例が発見され、かつ管理措置が完了した後から、第 2.2.10.1 条で定義されているように最低潜伏期間の 2 倍の期間封じ込め地区において新たな症例が発見されていないこと

2. 「封じ込め地区」内に未確認の事例がないことが、附則 3.8.7 に基づくサーベイランスにより示されること

2. 摘発淘汰政策又は他の効果的な管理方法が取られていること

3. 封じ込め地区内の感受性動物群は、封じ込め地区に属していると明確に確認されるべきこと

4. 当該国又は地域の他の地区で、強化した受動的かつ対象を絞ったサーベイランスが附則 3.8.7 に従って実施され、いかなる感染の証拠も発見されていないこと

5. 封じ込め地区において、持続的サーベイランスを含め、封じ込め地区から当該国又は地域の他の地区への汚染拡大を防止するための方策がとられていること

6. 封じ込め地区は疾病を封じ込めるのに十分な広さであるべきで、制限/保護地区及びより広域のサーベイランス地区の両方を含むべきである。

7. 封じ込め地区の設定期間は第 2.2.10.8 条の期間を超えるべきではない。万が一封じ込め地区の FMD 清浄ステータスの回復がその期間内に達成されなければ、その封じ込め地区は無効にされるべきである。

(コメント)

1. 1 に関して：文章の意味を明確にすること。加えて我々は、「最低潜伏期間の2倍の期間」という記述に関して科学的根拠を要求する。そうでなければ「検討中」とすべきである。
2. 2 に関して：「又は他の効果的な管理方法」は削除されるべきである。
我々は封じ込め地区の適用は一時的な措置であり、口蹄疫を早期に撲滅するためには、摘発淘汰政策は不可欠であると考える。
3. 3 に関して：我々は、この文章を加えることの根拠を実例と共に要求する。
4. 6 に関して：封じ込め地区の効果を確実にするために 6. が加えられるべきである。
5. 7 に関して：封じ込め地区の適用は一時的な措置であるべきである。
封じ込め地区の設定期間があまりに長引くことは、疾病の封じ込めに関して国の疾病管理体制が不十分かつ不完全であると考えられる。

3 . 第 2.3.13 章 : B S E

各 論

第 2.3.13.1 条 (g)

骨抜き骨格筋に係る月齢制限の要求に関しては、我が国は前回のコメントを改めて表明する：

我々は、第 75 回総会において一部の国が提案した、骨格筋に係る月齢制限（第 2.3.13 条）は撤廃すべきであるという提案に反対する。

第 2.3.13.15 条

(案文)

輸入国の獣医当局は、骨由来のゼラチン及びコラーゲン並びに食品、飼料、肥料、化粧品、生物学的製剤を含む医薬品又は医療用器具に使用することを目的としたゼラチン及びコラーゲンについて、当該物品が以下の場所由来であることを証明する国際動物衛生証明書の提示を要求すべきである：

1. 無視できる BSE リスクを有する国、ゾーン又はコンパートメント由来であること；
又は
 2. 管理された又は不明な BSE リスクを有する、国、ゾーン又はコンパートメント由来であって、と殺前及びと殺検査に合格した牛由来であること；及び
 - a) と殺時に 3012 ヶ月齢を超える牛の頭蓋骨が除去されていること；
 - b) 骨が以下に掲げるすべての段階を含む工程に従ってきたこと；
 -) 脂肪除去、
 -) 酸脱塩処理、
 -) 酸又はアルカリ処理、
 -) 濾過、
 -) 138 以上 4 秒以上の煮沸消毒、
又は感染性を削減する観点からこれらと同等又はそれ以上である処理（例えば高温高圧処理）。
- 又は
3. ~~不明な BSE リスクを有する、国、地域又はコンパートメント由来であって、と殺前及びと殺検査に合格した牛由来であること；及び~~
 - a) と殺時に ~~12~~ ヶ月齢を超える牛の頭蓋骨及び脊柱（尾堆を除く）が除去されていること；
 - b) 骨が以下に掲げるすべての段階を含む工程に従ってきたこと；
 - ~~) 脂肪除去、~~
 - ~~) 酸脱塩処理、~~
 - ~~) 酸又はアルカリ処理、~~
 - ~~) 濾過、~~
 - ~~) 138 以上 4 秒以上の煮沸消毒、~~
~~又は感染性を削減する観点からこれらと同等又はそれ以上である処理（例えば高温高圧処理）。~~

(コメント)

2.3.13.15条の2. a)において、BSEリスクが不明な国における、ゼラチン及びコラーゲンの原料に脊柱が使用できるよう条件を緩和することについて、OIEは第75回OIE総会における議論以降、改正案をサポートする科学的根拠を何ら示していないことから、これを認めることはできない。我が国はBSEリスクが不明な国の脊柱に関する規制の緩和につ

いて、OIEが科学的根拠等を示した上で慎重に審議すべきことを強く勧告する。加えて、透明性の確保の観点から、OIEが審議の議事録及びBSEリスクが不明な国においては脊柱の記述を除外する一方で、管理されたBSEリスクの国において頭蓋骨除去の月齢が30ヶ月齢から12ヶ月齢に引き下げ規制を強化した科学的根拠を含む全ての関連情報の公開を求める。

4 . 第 2.6.7 章 : 豚コレラ

総論

日本は、内容がより理解しやすい本改正案を支持する。また、野生豚の疾病ステータスが改正案に適切に盛り込まれていることを歓迎する。

5 . 第 2.7.12 章 : 鳥インフルエンザ

各論

(低病原性インフルエンザ)

第 2.7.12.19 条

(案文)

HPNAI 清浄の国、ゾーン又はコンパートメントから輸入する場合、家畜衛生当局は、「家きんの生鮮肉」について、
以下を証明する国際動物衛生証明書の提出を要求すべきである。輸出用の生鮮肉の原料となる鳥は、
1. 孵化以降又は少なくとも過去 2 1 日間、~~HP~~NAI 清浄国、ゾーン又はコンパートメントで飼養されていたこと。及び
2. 認定食鳥処理場でと殺され、NAI に対すると殺前後の検査が行われ、陰性であったこと。

(コメント)

- 1)) 及び) の下記の科学的証拠に基づいて、LPNAI (H5 及び H7) は肉及び骨髄を汚染しうると考える。
) 我が国では H9N2 インフルエンザウイルスが輸入家きん肉及び骨髄から分離されることがしばしばある。
) 実験感染により、*S.aureus* もしくは *H.paragallinarum* と CK/Y-55/2001 (H9N2) が共感染した鶏の血液から H9N2 ウイルスが分離された。
- 2) LPNAI に感染した家きんは特定の臨床症状を示さないという科学的見解に基づいて、第 2.7.12.19. 2 条の記述のようにと殺前後の検査によって感染家きんを除外することはほとんど不可能である。

これらのことより、我が国は OIE の TAHSC と SCAD に、第 2.7.12.19 条 2 項を再考するとともに、上記のように修正することを提案する。

(参考文献 : 別紙参照)

- Mase. M *et al.* Characterization of H9N2 influenza A viruses isolated from chicken products imported into Japan from China. *Epidemiol Infect* (2007) 135: 386-391
- Kishida. N *et al.* Co-infection of *Staphylococcus aureus* or *Haemophilus paragallinarum* exacerbates H9N2 influenza A virus infection in chickens. *Arch Virol* (2004) 149: 2095-2104

第 2.7.12.1 条

(案文)

5. 家きんで、NAI ウイルスの血清型 H5 又は H7 に対するワクチン接種によるものではない抗体が検出された場合、即座にさらなる調査が行わなければならない。
血清学的検査結果が単独で陽性となった場合は、NAI 感染のさらなる兆候が認められないという、関連施設における血清学的検査及びウイルス分離を含む徹底的な疫学調査に基づいて、NAI 感染が除外できることがある。そうでなければ、その症例は NAI 感染と決定されるべきである。
6. NAI ウイルスによる感染の発生は、以下のように定義される：
- 家きん又は家きん由来畜産物から、HPNAI ウイルスが分離され、かつ、当該ウイルスと同定されたとき、又は HPNAI に特異的なウイルス RNA が検出されたとき、又は、
 - 家きん又は家きん由来畜産物から、LPNAI ウイルスが分離され、かつ、当該ウイルスと同定されたとき、又は LPNAI に特異的なウイルス RNA が検出されたとき。

(コメント)

より記述を正確にするために、第 2.7.12.1 条 5 項は上記のように修正されるべきである。

(理由)

1) コードでは以前、NAI に対する抗体の検出が NAI の発生と認められており、今回のような変化は、貿易制限がされるべきではない孤発性の症例を除外するために採択されたと理解している。しかしながら、NAI が近年世界中に拡大しており、早急の疾病管理措置が NAI を効果的に封じ込め、根絶する上で非常に重要であることを考慮に入れると、孤発性の症例を除外するためのさらなる調査により疾病管理措置の遅れが生じることが正当化されるべきではない。従って、NAI に対する抗体の検出は NAI の発生と見なすべきである。

2) 我が国ではまた、過去の LPAI の発生において、管理措置を講じた関連施設に対する一連の疫学調査の中で、ウイルスは検出されなかったが、指標鶏におけるセロコンバージョンが観察されたことがある。我々は、このようなケースは AI 感染の発生と定義すべきであると考える。

6 . 第 1.1.1.章：一般定義

各論

第 1.1.11.条：序文

(案文)

~~動物福祉~~

~~means the state of animal as regards its attempts to cope with its environment and includes both the extent to failure to cope and the ease or difficulty in coping.~~

物品

生きた動物、動物由来製品、動物遺伝物資、生物学的製品、わら及び乾草並びに病原性物資

~~感染国~~

~~国内における対象疾病の不在を陸生コードにおいて特定されている要件を満たしていることによる立証がなされていない国~~

衛生措置

陸生コードにおける様々は章において規定されている、加盟国の領域における動物及び人の健康あるいは生命を危害の侵入、定着あるいはまん延するリスクから守るために設計されている措置 [注意：衛生措置の詳細な定義は、世界貿易機関の衛生植物検疫措置の適用に関する協定 に存在する。]

(理由)

アニマルウェルフェア

提案されたアニマルウェルフェアに関する定義は広すぎかつ複数の意味を含んでいることを懸念する。OIE は、加盟国において「アニマルウェルフェア」という用語がどのように使われているか情報を収集するべきである。

物品

家畜飼料のための製品を含む現行の定義及び第 2.2.10.29 章が動物由来でないわら及び乾草のための衛生措置を規定していることを勧案し、わら及び乾草は「物品」の定義に含まれるべきである。

感染国

牛疫（第 2.2.12.5 章）及びブルータング（第 2.2.13.4 章）などの個別疾病の章が「感染国」に関する個別の定義を有していることを勧案すると、「感染国」の定義を一般的に用いることは混乱を招くと考えられる。

衛生措置

SPS 協定が OIE コードと同時に WTO 加盟国でもある多くの OIE 加盟国との間に実質的な関係を持たせることから、本協定への参照は重要であると考えられる。SPS 協定への参照は、削除すべき理由が明らかにされない限り残すべきである。

7. 動物のトレーサビリティの達成のための個体識別システムの 計画及び実行に関するガイドライン

各論

第3条

(案文)

2. 対象範囲

対象範囲は、上述の議論のとおり、獣医行政組織及びその他の団体と間の協議を通じて決定されるべきである。動物の個体識別システムの対象範囲は、豚肉輸出用の豚、隔離されたコンパートメントにおける家きん、隔離された口蹄疫清浄地域における牛などの飼養システムの特徴を考慮し、しばしば動物種及び産業分野として定義される。異なるシステムは、ある国において用いられる生産システム並びにそれらの産業及び貿易の様態によって、異なるシステムが適切となる。

(理由)

鳥インフルエンザ及びニューカッスル病に対する家きんのためのコンパートメントは加盟国がこれらのガイドラインを適用する典型的な事例の1つである。

第3条：

(案文)

5. 設計及び計画

~~j) 商業上の措置~~

~~動物の個体識別システムのため、生産者、加工業者及びその他の者（当該システム的设计による）は、設備を購入することが必要になる。動物の個体識別システムを導入を後押しするためにさまざまな効果を有する商業上の調整措置がある。~~

~~k) 移行の手順~~

~~既存の動物の個体識別システムからのあらゆる移行は、既存のシステムの利用者にとって、新たな動物の個体識別システムへの移行及び統合にあたって、変更を行うこと及び情報の完全性を保証することが簡易であることが確実であるように設計される必要がある。~~

~~l) 奨励措置の利用~~

~~動物の個体識別の枠組みへ参加する者によっては、奨励措置は、システムの早期採用あるいは権限、能力あるいは技術的なギャップを埋めるために有益であることもある。~~

(理由)

提案された項目 j) 及び l) は、トレーサビリティ導入のための経済上の促進ツールに言及しているが、これは動物の個体識別システムの効果には関係しないものである。これ

らのツールは、各国の経済的、国家財政上の状況に応じて講じられるべきであり、登録や情報システムのような「設計及び計画」の要素としてコードに規定されるべきではない。

8 . 動物飼料における動物衛生及び公衆衛生上のハザードの制御のためのガイドライン

各論

第3条

(案文)

定義

これらのガイドラインの目的のため、以下の定義が適用される

危害

~~悪影響を及ぼす可能性のある動物及び動物製品に含まれる生物学的、科学的、物理的因子、あるいはその状態~~

(理由)

定義の対象範囲は明確化されるべきである。「危害」の定義は、第 1.1.1.章の一般定義においてこの用語が全く同じように定義されていることから、削除すべきである。

第4条

(案文)

1 2 交差汚染

飼料及び飼料原料の製造、保管、流通（輸送を含む）の過程で交差汚染を防ぐことは重要であり、関連する規定が法的枠組みに含まれるべきである。この枠組みを策定するにあたっては、分析手法の感度及びリスクの特性を含む科学的証拠が活用されるべきである。

交差汚染を防ぐために、物理的に分離された製造ラインが用いられるべきである。 水洗い、それに続く物理的清掃などの手順も、飼料及び飼料原料の生産単位間の交差汚染を防ぐために 有効である用いられるべきである。

(理由)

交差汚染を完全に防ぐためには物理的分離の実行可能性がまず探求されるべきであることから、製造ラインの物理的分離について、その他の方法の前に記述すべきである。

9 . 附則第 3.7.2 章：動物の海上輸送に関するガイドライン

各論

第 3.7.2.7 条：移動前の期間

(案文)

1 . 一般的な考慮

b) ある状況では、動物は移動前に集合させる必要がある場合がある。このような場合には、以下の点が考慮されるべきである。

i) 当該動物の物理的環境又は群れ行動の観点から、動物を集めている間に動物福祉が劣悪になっているのであれば、移動前の休息が必要である。

~~ii) 乗り物酔いしやすい豚のような動物のために、また輸送間の尿及び糞便を減らすため~~

~~iii) 新しい食餌あるいはあまりなれていない給餌あるいは給水方法が動物に供される時は、事前に慣らされるべきである。~~

(理由)

項目 ii) に提案されている修正は意味がない。アニマルウェルフェア作業部会は、項目 ii) の全体を削除すべきと勧告している。

10. 犬群の管理に関するガイドライン案

各論

第3条：定義

(案文)

これらのガイドラインの目的のため、以下の定義が適用される

(理由)

定義の対象範囲は明確化されるべきである。

1 1 . 動物物品の輸入衛生措置の考案

総論

O I E が物品ベースの考え方に関する作業を開始したことを支持する。この作業は加盟国に、主要な畜産物の貿易に適用できる衛生措置の策定に関する実践的な教示を提供する。

コードには貿易に関する措置は不要であるという規定が存在しないにもかかわらず、いくつかの欄が「貿易に関する措置不要」と勧告していることについて指摘する。O I E がこれらの分野について検討し、必要な場合は適切な改正を提案するよう求める。

12. 第6回アニマルウェルフェア作業部会報告

野生動物の福祉（アニマルウェルフェア作業部会報告の6.5）

OIEアニマルウェルフェア作業部会（AWWG）報告の6.5における議論に関し、野生動物資源及び生物多様性の保護は「OIEのアニマルウェルフェアマニフェスト」（2002年国際委員会決議第XIV）で決議によりOIEに与えられたマニフェストの範囲外であることを指摘したい。さらに、多くのOIE加盟国代表は、動物衛生及び関連するウェルフェア問題についての責任者であって環境保全あるいは希少種保護の責任者ではないと考える。それゆえ、これらのトピックはOIEとは別の異なる専門性を有する国際機関で議論される方がよいだろうと考える。

生産システムのためのアニマルウェルフェアガイドラインの策定に関する討議文書（陸生動物）（AWWG報告添付文書XXVIIIの別紙J）

本文書を策定し、この問題を透明性の高い方法で進めていることについて、委員会及びAWWGの努力を評価する。

（背景）

AWWGの「動物の飼養状況は、いちじるしく異なっている」との見解に賛同する。「食用動物のウェルフェアに与えられている優先度のレベルは、国と国との間で大きな差がある」もまた真実である。これらの多様性及び相違を考慮し、OIEには、コードのような国際基準ではなく、加盟国が適用するか否かを定めることができる参考文書となるガイダンスを策定することを求める。

（動物ベース指標）

動物ベース指標、特に生存率並びに疾病及び傷害発生率などの指標は、加盟国がアニマルウェルフェアに関する措置を既存の畜産業に対応できるように工夫することを可能とすることから、AWWGがこれを活用することを支持する。しかしながら、取り扱い者に対する動物の反応など、いくつかの動物ベース指標は、その遵守を客観的に測定及び評価することが難しいため、国全体で実行することが困難であると懸念する。ガイダンスを策定するにあたっては、加盟国がガイダンスを実行できそれらの指標に関する運用を評価できるかどうか、委員会及びAWWGが考慮するよう求める。

（アニマルウェルフェアガイドラインの目的の明確化）

主として目的1に焦点をあて、実行可能で適切な場合に目的2及び3に取り組むとのアプローチを支持する。アニマルウェルフェアガイダンスは生産性とアニマルウェルフェアのバランスをとるよう作成されるべきであると考え。我が国は、アニマルウェルフェアを向上させるために、動物及びその製品の衛生ステータスが犠牲になってはならないとの立場である。アニマルウェルフェアの優先度が高い文化における「社会的期待」

については、それらの国では、社会的期待に沿った彼ら自身のより高いアニマルウェルフェア基準を上乗せして講じることができる。それゆえ、OIEは、まず「例えば疾病、傷害、栄養欠乏及び同様の危害を防御、軽減するといった、基本的な動物の健康及び動物の正常な機能を守ること」に焦点をあてるべきであると考えている。

（重要な科学の明確化）

A W W G が、ガイダンスを策定する作業として、まず、関連する科学的情報があり、それが広く受け入れられているかについての見直しから始めることを支持する。A W W G は、科学的見解が明確で一貫している分野から作業を開始すべきであり、またガイダンスは常に科学的見地にに基づき作成されるべきであると考えている。

（推奨される次のステップ）

A W W G が上述の我々のコメントを考慮してこの問題を進めることを求める。ガイダンスについては、上述の加盟国間の多様性及び相違が適切に考慮されることが重要である。この目的のため、委員会及びA W W G は、案作成に先立って加盟国の見解及び加盟国からの情報を集めるため質問票を作成し送付することを奨める。